

「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	2	2 事業の概要 (2)事業内容	各施設の令和4年度の平均利用児童数の実績をご教授頂けますでしょうか。	各施設の「平日利用者数」は集計しておりませんが令和4年4月から9月までに実施した利用状況において千葉市全体の子どもルームの利用率は以下のとおりです。 利用率(土曜日除く):54.3% 利用率(土曜日):5.9% 千葉市全体の傾向としては全学年ルームより高学年ルームの利用率が低い傾向にあります。
2	募集要項	4	9 選考方法	「提出済みの書類以外を用いたプレゼンテーションは禁止」とあるが、提案書の内容の要点を発表用に整理・編集し、記述や表現方法を変更することは認められないということでしょうか。	お見込みのとおり。 提出済みの企画提案書を用いたプレゼンテーションをお願いいたします。なお提出のあった企画提案書のデータをプロジェクターで投影することは可能ですので、希望される場合には企画提案書の提出と併せて電子データ(CR-D等)の提出をお願いいたします。 ※プロジェクターとパソコンは市でも用意いたしますが、プレゼンテーション実施に関する作業等は応募者の責任において対応をお願いいたします。
3	募集要項	6	10 選考結果の通知	別紙「契約書(案)」が見当たらない。	アップロードしました。参考資料「契約書(案)」をご参考ください。
4	募集要項	6	12 業務委託料	令和4年度において各施設で特別な配慮が必要と認められる児童がどのくらいいたかご教授頂けますでしょうか。	令和5年4月時点で民間事業者へ委託している施設の平均として1施設あたり0.92人の加配をしております。なお、診断書や障害者手帳・療育手帳等の交付があることのみをもって加配とはしておらず、児童の状況等により人数は変動しております。

「千葉県放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
5	仕様書	2	5 基本事項 (3)開所時間	延長保育を利用している児童数についてご教示ください。	別表1のとおり。
6	仕様書	2	5 基本事項 (4)開所・閉所の取り扱いについて	①校外のルームを校内のルームに集約して開所する事は出来そうですでしょうか。 ②「エ、集約先の支援の単位において、上記5(3)に定める開所時間を短縮することはできない」と記載がございますが、児童が帰宅し、利用が0人になった場合は、8時間を超えていけば閉所しても問題ないでしょうか。	①仕様書に記載のある集約以外は認められません。 ②過去に利用児童が帰宅途中でルームに戻ってしまう事案等がありましたので、利用児童の安全確保の為、午後6時まで開所をお願いします。※延長保育利用児童がいない場合
7	仕様書	3	9 職員について(1)	従来は放課後児童支援員を責任者として配置すること、とあった。今回、総括する責任者は必ずしも放課後児童支援員の資格者である必要はない、という理解でよいか。	お見込みのとおり。
8	仕様書	3	9 職員について(1)	全体を総括する責任者の配置条件として、常駐や資格・雇用形態等がございますでしょうか。また、エリア管轄部署所属者を責任者とすることが可能な場合、その人件費を今回の拠点の見積に含めることはできますでしょうか。	配置条件は特にありませんが、常勤であることが望ましいです。今回の委託事業に必要な経費は委託料に含まれます。但し、既に他の委託の経費としている場合など複数事業に重複している経費については算入できません。

「千葉県放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
9	仕様書	4	9 職員について(2)、(5)、(7)、(8)	「放課後児童支援員」(以下「指導員」という)とあるが、両者は何か違いがあるのか。	違いはありません。
10	仕様書	4	9 職員について(3)	放課後児童支援員(指導員)の配置基準は1支援単位(40名)の場合は2名以上となり、従来の様な、「概ね40人を単位とする支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置すること。ただし、放課後児童支援員1人を除き、補助員とすることができるものとする」から変更され、補助員は適用外となる、との理解となるか。	千葉県放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に記載のとおりとなります。 (参考) 第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。 2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。 3 略 4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、1の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。
11	仕様書	4	9 職員について(9)	「防火担当責任者を事業者毎に設置する」とあるが、各ルームに1名設置という事を意味しているのか、それとも、事業者において任命する1名が全ルームの責任者となるという意味か。	各ルームに選任する必要はありません。事業者において1名以上選任をお願いいたします。

「千葉県放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
12	仕様書	4	9 職員について	<p>①職員用敷地外駐車場賃借料と来年度利用の可否についてご教示ください。</p> <p>②現在の支援員等の配置及び加配数についてご教示ください。</p>	<p>①学校敷地外で賃借している駐車場はございません。なお、小学校駐車場を使用しているルームについては、事業者から学校側へ駐車場使用の確認をしていただくことになります。</p> <p>②別表2のとおり</p>
13	仕様書	6	12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務⑤	<p>①保護者からの徴収額についての指定があるのか。</p> <p>②おやつを提供・購入において定められている対応(帳簿の整備など)は適用されないと理解してよいか。</p>	<p>①指定はありません。</p> <p>②各施設において取り扱い費用については、帳簿の整備等をお願いいたします。</p>
14	仕様書	6	12 業務別委託業務内容について (2)事業の運営及び施設管理に関する業務⑦	<p>①障害のある児童教及び、現在送迎の必要がある児童簿についてご教示ください。</p> <p>②現状の送迎方法、人員配置についてご教示ください。</p>	<p>①No.4参照</p> <p>②送迎が必要な場合は、学校までルーム職員が迎えに行く対応をしています。今回のプロポーザルで対象となる施設においては送迎の為に雇用している職員はおりません。</p>
15	仕様書	7	12 業務別委託業務内容について (3)利用者対応に関する業務③	<p>消防訓練の実施月が10月、12月と記載がございますが、別の月での実施は問題ないでしょうか。ご教示ください。</p>	<p>別の月に実施することは問題ありませんが、実施月につきましては事前に健全育成課と協議をお願いします。</p>

「千葉市放課後児童健全育成事業(子どもルーム)運営業務委託」に関する質問と回答

No	関係書類	頁	項目	質問	回答
16	仕様書	7	13 費用負担(2)	<p>①ゴミ収集場所並びに該当小学校の一般廃棄物五味収集排出委託先についてご教示ください。</p> <p>②不燃ごみ、段ボール、粗大ごみ等、一般廃棄物ゴミ収集以外の物で現状委託先や収集場所が違う場合は、ご教示ください。</p> <p>③一般廃棄物の処理について、ルーム毎の前年度、前々年度の費用実績をご教示ください。</p> <p>④ルーム毎の電気料・水道料・ガス代の前年度、前々年度の費用実績をご教示ください。</p>	別表3, 4のとおり。
17	仕様書	9	21 その他	<p>光熱水費と上下水道使用量の昨年度の実績をご教授頂けますでしょうか。また、光熱水費と上下水道使用料において自治体が一部負担とあるが、どのような場合が該当するかご教授頂けますでしょうか。</p>	<p>No.16参照</p> <p>校舎内に設置されている場合など、一部の施設においては千葉市が光熱水費、上下水道使用料を負担しております。</p> <p>今回のプロポーザルで対象となる施設においては、別表4で記載のない施設がこの場合に該当いたします。</p>
18	その他			<p>安全管理、危機管理等、各種管理マニュアル並びに訓練の為の手順書など、各施設の実情・実態を踏まえて整備をする必要があると考えるが、受託決定後～委託開始までの準備期間(3か月)でこのような目的の為に各施設の現地実態調査は可能か。</p>	<p>現地実態調査は可能です。実施時期については受託決定後に健全育成課と協議をお願いします。</p>